

シンポジウム

ワークルール教育を考える

～ワークルール教育推進法制定に向けて～

12月7日(土) PM6:30～

@連合会館203号室

(JR御茶ノ水駅徒歩5分、東京メトロ丸の内線淡路町駅徒歩2分)

パネリスト

道幸哲也 doko tetsunari

(NPO「職場の権利教育ネットワーク」代表理事)

上西充子 uenishi mitsuko

(法政大学キャリアデザイン学部教授)

今野晴貴 konno haruki

(NPO「POSSE」代表理事)

加藤はる香 kato haruka

(神奈川県高等学校教職員組合執行委員)

コーディネーター

嶋崎量 shimasaki chikara

(弁護士、ブラック企業被害対策弁護団副事務局長)



近年、雇用形態の複雑化・多様化や非正規労働者の増加、ブラック企業の横行が、様々な労働トラブルを生み出し、深刻な社会問題となっています。

これらの労働トラブルを生み出し、その解決を一層困難にしている大きな要因として、「ワークルール」すなわち働くこと・働かせることに関するルール及びこれらのルールを実現するための諸制度に関する労使双方の知識不足、理解不足が挙げられます。

ワークルール教育をいかに進めるかは喫緊の課題です。各教育機関、教員、労働組合、NPO、弁護士等がどのようにワークルール教育を広げていけるのか、そのために何が必要か。現場の取り組みから考えます。

主催：日本労働弁護団